





●東京都告示第九百十四号

東京都海上公園条例 (昭和五十年東京都条例第七号) 第四条第二項の規定に基づき、東京都立城南島緑道公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

平成二十八年十一月二十九日

東京都知事 小池百合子

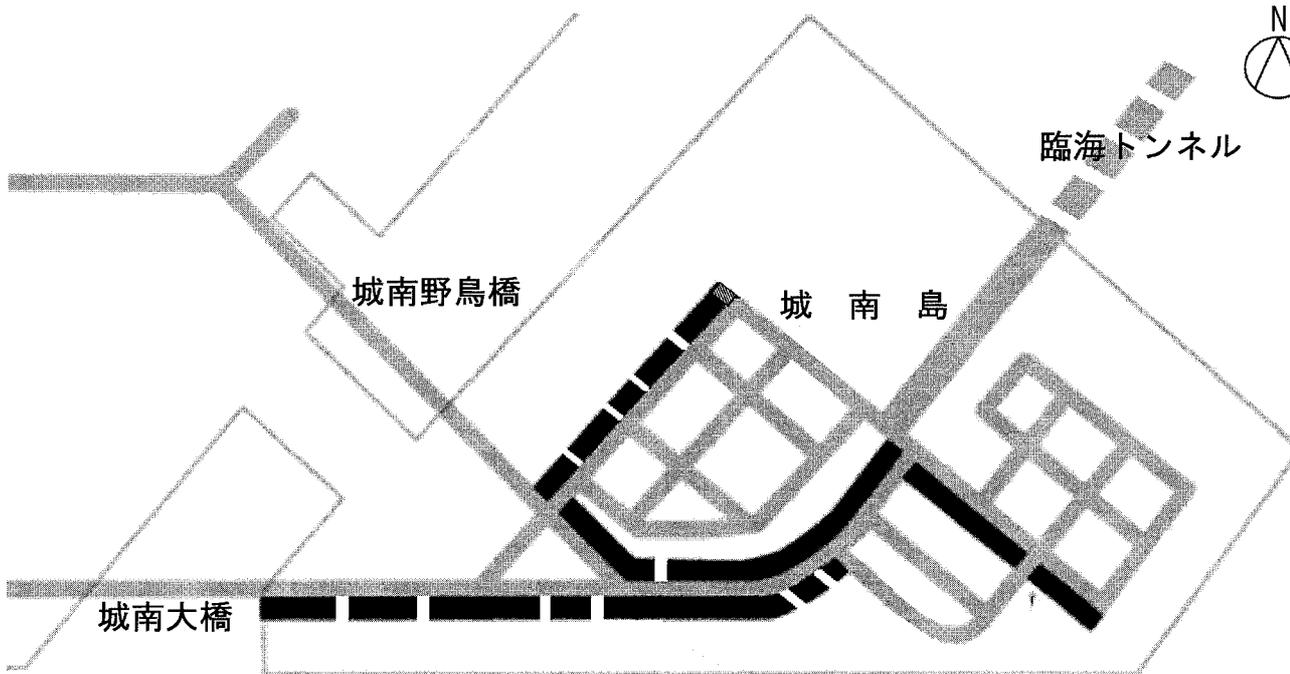
一 区域 別図のとおり

二 面積 変更前 二〇、一一七・五二平方メートル  
変更後 一九、九五九・九五平方メートル

三 変更年月日 平成二十八年十一月三十日

東京都立城南島緑道公園

別図



■ 既開園区域

▨ 今回廃止区域

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十八年九月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本補聴器技能者協会
- 三 代表者の氏名  
阿部 秀実
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区内神田二丁目十一番一号
- 五 定款に記載された目的  
本法人は、多くの難聴者に対し、適正な補聴器適合技術が駆使されるための補聴器技能者を育成するとともに補聴器技能者の普及啓発により、難聴者および難聴者を取り巻く社会の活性化を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ミュージックプランツ

三 代表者の氏名

北田 陽一郎

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区上祖師谷二丁目七番二十六号 オーク

ハイツ一〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、音楽制作支援を目的とした講義、音楽制作支援の教材作成・公開、地域や学校でのシンポジウム等の開催による音楽業界の振興、音楽関連事業者向けコンサルティング事業を通じて、音楽業界全体の活性化に努めることで、人々に対して音楽に触れる機会を提供し、文化的な豊かさを実感できる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人健康生活サポートセンター

三 代表者の氏名

寺田 勝彦

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区祖師谷一丁目三十五番四号 二階

五 定款に記載された目的

この法人は、市民によるたすけあい及び介護保険法等の理念に基づき、高齢者その他生活の支援を必要とする人々に対し、介護その他の生活支援、これに關する事業を行うことにより、超高齢社会において市民が相互に自立し、福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プラチナ・ギルドの会

三 代表者の氏名

奥山 俊一

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西早稲田一丁目二十二番三ー一七〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、以下を目的とする。

- (1) 元気で行動的なシニア層(以下、アクティブ・シニアという。)が日本社会の人口構造の中で益々大きな割合を占め、社会的な発言力が增大する中、「シニア世代の社会的責任」を痛感し、社会人としてこれまでに培った、経験、知恵、人脈、現役時代に習得したスキル等を利用して、社会貢献すること。
- (2) アクティブ・シニアが、次代を担う世代(子どもや孫たち)のために、少しでも日本社会が抱える社会的問題の解決に、自主的に行動することにより、よりよい新しい社会を創造すること。
- (3) 地域やコミュニティが崩壊する中で、「社会的な

<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アジアの新しい風</p> <p>三 代表者の氏名 加納 啓良</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区弦巻二丁目十八番二十二ー四一四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本語教育を通して歴史、社会、文化など日本についてアジア諸国の理解を得るため、日本語教師の派遣や、派遣先の日本語学習者への支援や、学習者との文化交流などの事業を行い、同時にアジア諸国について学び、相互理解を築き上げることによって、アジアの平和とひいては世界の平和に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>「絆」を求め、自ら社会の再構築に努力し、同時に、社会起業家や、既存のNPO、地域再生を支援すること で、公助から自助・共助社会へと出来る限り支援の仕組みを転換し、効率的で社会的コストを抑制した社会を実現すること。</p> <p>(4) 私たちはこれらの目的を理解し、共に行動すること で、「会社のために働いてきたこれまでの人生」を、「自分のために、社会のために働く人生」に変えること で、その新しい価値や使命を自覚し実現すること。</p> <p>(5) また、これらの目的を共有する他の組織や個人に幅広く連携し、協働すること。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年十一月二十九日 東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人日本在留支援総合窓口センター</p> <p>三 代表者の氏名 安田 明広</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西新宿六丁目十七番七号 藤田ビル三〇</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、外国人児童の教育サポート・外国人ビザサポート・外国人ビジネスサポートなど外国人の生活に関する事業を行うことにより、本邦の更なる国際化を計り経済成長を促すとともに外国人の人権、生活を守る取り組みを行い、国際協力に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人日本在留支援総合窓口センター</p> <p>三 代表者の氏名 安田 明広</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西新宿六丁目十七番七号 藤田ビル三〇</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、外国人児童の教育サポート・外国人ビザサポート・外国人ビジネスサポートなど外国人の生活に関する事業を行うことにより、本邦の更なる国際化を計り経済成長を促すとともに外国人の人権、生活を守る取り組みを行い、国際協力に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年十一月二十九日 東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本似顔絵アーティスト協会</p> <p>三 代表者の氏名 中西 景仁</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区浅草一丁目十番二号 YSー一ビル三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、似顔絵アーティストの技術向上支援事業及び似顔絵大会の開催事業を行うことにより、似顔絵の価値向上と認知拡大を図ると共に、似顔絵を通じて広く一般市民に対する芸術の振興と似顔絵大会開催により地</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本似顔絵アーティスト協会</p> <p>三 代表者の氏名 中西 景仁</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区浅草一丁目十番二号 YSー一ビル三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、似顔絵アーティストの技術向上支援事業及び似顔絵大会の開催事業を行うことにより、似顔絵の価値向上と認知拡大を図ると共に、似顔絵を通じて広く一般市民に対する芸術の振興と似顔絵大会開催により地</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人らくビット</p> <p>三 代表者の氏名 大橋 元明</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都小金井市前原町三丁目四十番一号 小金井スカイコーポラス三一四B号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、オープンソースソフトと情報通信機器の活用研究と啓発・普及活動を主としてシニアの人達により行い、それによって社会参加と生きがい・健康づくりを進めながら超高齢社会の活性化と情報通信技術活用の推進に貢献してゆくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

域振興を図り、広く公益に貢献することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人世田谷区障害者スポーツ振興会

三 代表者の氏名

小松 大祐

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区北鳥山七丁目二十五番四一三〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対し、スポーツ振興を行うことと地域での障がい者の社会参加の推進、ノーマライゼーションの確立を図り、かつ、障がい者競技の教育、支援を行うことでトップレベルのパラピアンを育てることにより、もって多くの障がい者たちの社会福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人児童養護施設卒園者共生協会フレ

イバース

三 代表者の氏名

小沼 敏行

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区勝どき五丁目八番四号 シャンボール第

二築地六〇五号室

五 定款に記載された目的

この法人は、主に児童養護施設卒園者(障がい者も含む)を対象として、日常生活に関する悩み相談や心理カウンセリング支援、職業訓練及び就労支援、講演会・セミナーの開催による教育活動、また情報共有と共感のための集いの場の創出及び運営を行うことで、格差社会の是正に繋げ、彼らが公平・平等な機会を得て活躍できる地域・社会づくりを実現することを目的としている。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人暮らしのグリーンフサポートみなと

三 代表者の氏名

森 美加

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝一丁目十二番十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、暮らしの中の喪失によるグリーフ(悲嘆)を抱える人々に寄り添いサポートを行う(以下、グリーフサポートと言う)事業を行いながら、グリーフサポートの正しい知識や重要性などの情報提供を行うことで、社会全体の心の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はなの会

三 代表者の氏名

佐藤 達樹

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区双葉町七番十号 ハッピーハウス一〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、超高齢社会が進む中で、高齢者や障がい者が幸せを感じる生活が営めるよう、民法の規定に基づく成年後見サービスを基礎に、社会生活の維持困難者、その家族、親族を支援し、いづれ訪れる死に対し、終活(人生の終わりの為の活動)支援、死亡後の事務処理、葬祭並びに相続関係における調査、支援、相談等を行う事で、人権擁護を図り、本人、その家族、親族の精神的、肉体的、経済的負担を軽減する事により、高齢者や障がい者の社会福祉の増進に寄与し、地域に貢献する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あした場

三 代表者の氏名

小川 明子

四 主たる事務所の所在地

<p>二 申請のあった年月日 平成二十八年九月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業をはじめとする総合的な障害児支援事業を行い、障害児の自立と社会参加促進及び地域の人々との助け合いを通じて、地域福祉を充実させ、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 N e c o R e H e i m</p> <p>三 代表者の氏名 仲眞 麻花</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区中野五丁目六十八番九号 A Kビル三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、動物の里親制度の普及及び啓発並びに動物愛護精神の向上及び動物愛護・動物保護活動に対する支援活動を行い、動物に対する飼育放棄、虐待等を防止し、人と動物が共生する豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>東京都荒川区西日暮里二丁目三十四番十一一〇一 号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業をはじめとする総合的な障害児支援事業を行い、障害児の自立と社会参加促進及び地域の人々との助け合いを通じて、地域福祉を充実させ、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>	<p>三 代表者の氏名 伊藤 浩子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区高井戸東四丁目五番十六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、核家族化、少子化が進行し地域的つながりが薄れる中、子育てに悩む親を支援するとともに、子どもたちの健全な育成をめざし、地域の中で支えあい育て合うための事業を行い、活力ある住み良い地域社会を作ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 N P O 法人 ころわ</p> <p>三 代表者の氏名 斎藤 環、土田 諭、雨宮 耕造</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区四谷一丁目十三番地</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、「心の通いあう人と人の触れ合い」を何よりも大切にし、地方・地域コミュニティ・農業・林業・地域資源を活用した中小企業等の人たちに「よりそう」かたちで、地域やそこに暮らす人々が自立かつ自律していきける社会をつくる活動を通して、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>特定非営利活動法人高井戸子育てネットばお</p> <p>三 代表者の氏名 伊藤 浩子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区高井戸東四丁目五番十六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、核家族化、少子化が進行し地域的つながりが薄れる中、子育てに悩む親を支援するとともに、子どもたちの健全な育成をめざし、地域の中で支えあい育て合うための事業を行い、活力ある住み良い地域社会を作ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 八十八台</p> <p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 四十台</p> <p>七 店舗面積の合計 千三百二十六平方メートル</p> <p>六 新設をする日 平成二十九年七月十六日</p> <p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社 A O K I</p> <p>四 設置者住所 神奈川県横浜市都筑区葛が谷六番五十六号</p> <p>三 設置者名 株式会社 A O K I</p> <p>二 店舗所在地 大田区千鳥二丁目十番八号</p> <p>一 店舗名 A O K I 大田千鳥総本店</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十一月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十八年十一月二十九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十一月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十八年十一月二十九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>

十	荷さばき施設の位置及び面積	店舗内 三十二平方メートル
十一	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内 十・二一立方メートル
十二	小売業を行う者の開店時刻	午前十時
十三	小売業を行う者の閉店時刻	午後八時
十四	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後八時三十分まで
十五	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	二箇所 店舗東側ほか
十六	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午前九時まで
十七	届出日	平成二十八年十一月十五日
十八	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十九	縦覧期間	平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
二十	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十一月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年十一月二十九日

一	店舗名	東京都知事 小池 百合子 表参道ヒルズ
二	店舗所在地	渋谷区神宮前四丁目十二番四号
三	設置者名	表参道ヒルズ管理組合
四	設置者住所	港区六本木六丁目十番一号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	森ビル株式会社ほか七十四名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社キャップほか七十八名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	パルファン・クリスチャン・デイ オール・ジャパン株式会社ほか六名
八	変更前の小売業者の住所	渋谷区神宮前三丁目四十二番十一号(株式会社THANNナチュラ)
九	変更後の小売業者の住所	港区南青山三丁目八番二十七号(株式会社THANNナチュラ)

十	変更前の小売業者の代表者名	エルヴェ・ペロー(パルファン・クリスチャン・デイオール・ジャパン株式会社)ほか
十一	変更後の小売業者の代表者名	オリヴィエ・トゥブル(パルファン・クリスチャン・デイオール・ジャパン株式会社)ほか
十二	変更日	平成二十八年六月三十日ほか
十三	届出日	平成二十八年十一月十一日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五	縦覧期間	平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

